

ヘーゲルの言う矛盾(2)

－『論理学』における矛盾の分析－

Der Hegelsche Begriff des Widerspruchs (2)

－ dessen Analyse in seiner *Wissenschaft der Logik* －

竹島尚仁

Naohito TAKESHIMA

本稿を始める前に、もう一度その課題を振り返っておこう。ヘーゲルの「矛盾」をめぐる議論はいまなお終息を見ないが、それがどのようなものであるかを明らかにするためには、第一のステップとして『論理学』の本質論における「矛盾」の節を解説しておく必要がある。『論理学』中の他の箇所や他の著作における矛盾の言明や矛盾の適用例を分析することは、そのつぎに行われるべき課題である。本稿は前号に引き続き第一のステップに傾注するものであり、その結果として、ヘーゲルが矛盾律に抵触するような矛盾を認めたのではなくそれは疑似矛盾であるという解釈を追認することになる。とりわけ本稿の寄与は、どのようにして「矛盾」が生じているのか、なぜそれが疑似矛盾でしかないのかをテキストに即してより克明に示そうとする点にあり、そして、そのような疑似矛盾の思索にどのような合理的な意味があるのかについて示唆を行う点にある。

さて、前号では、『論理学』本質論における矛盾概念を分析するための予備的考察として、対立概念の分析を行った。1. 「対立概念への導入」では、ヘーゲルが対立概念によってどのようなことを説明しようとしたのかを示し、2. 「対立概念の分析」では、『論理学』本質論における対立概念の分析を行った。

それに引き続き本稿では、3. ヘーゲルの矛盾概念を分析し、それが矛盾律に反するような矛盾ではないことを示すとともに、なぜそれが矛盾であるかのように誤解されうるのかを示す。そして、そのような矛盾の思索にどのような合理的な意味があるのかについて示唆を行いたい。

3. 矛盾概念の分析—他者を含むことと他者を排除すること

前号第2節「対立概念の分析」で、対立の契機である肯定的なものと否定的なものとの対立するものにすぎないのではなく、それぞれ固有の意味をもつ事情を確認した。ヘーゲルは、両者の成立構造を矛盾の節で再び取り上げることによって、いずれもが矛盾したものであることを指摘しようとする。ヘーゲルは矛盾の構造を次のように説明する。

「自立的な反省規定〔肯定的なものと否定的なもの〕は、他の反省規定を含む〔強調筆者〕そのことによって自立的であるのと同じ観点において、当の他の反省規定を排除する〔強調筆者〕こ

とによって、それはその自立性においてそれ自身の自立性を排除する。というのもこの自立性は、それにとって他なる規定を自己のうちに含み、そのことによってのみ外的なものへの関係ではない点にあるが、しかし同様に直接的に、それ自身であり、それにとって否定的な規定を自己から排除するという点にあるからである。こうして自立的な反省規定は矛盾である。]¹

この引用から、肯定的なものと否定的なものがともに矛盾したものであることは、同じ観点において「他の反省規定を含み」かつ「他の反省規定を排除する」という点に求められていることが分かる。両者が本当に矛盾しているかどうかは、「他の反省規定を含む」と「他の反省規定を排除する」が矛盾するかどうかにかかっている。そこで「含む」と「排除する」とがどのような意味をもつかを考えるために、さらにつぎの引用を合わせて考えてみよう。

「この全体として、[肯定的なものと否定的なもの] 各々は、その他者によって自己と媒介されており、そしてその他者を含む。しかし各々はさらにその他者の非存在によって自己と媒介されている。そうしてそれだけで存在する統一であり、他者を自己から排除する。……こうして自立的な反省規定は矛盾 (*Widerspruch*) である。」²

まず「他の反省規定を排除する」とは、この引用にあるように、肯定的なものと否定的なものそれぞれが他者の非存在によって成り立つということに他ならない。ここには、明らかに対立の第一段階で述べられた対立項の構造の一面が現れている。そこでは、対立項が「それぞれの他者が存在しないかぎりで存在する」のだと言われた。前号第2節で検討した結果、その文言は、それぞれの他者でないことによってそうであるところのものであると解釈できた。したがって一方の反省規定が「他の反省規定を排除する」とは、肯定的なものは否定的なものではなく、そして否定的なものは肯定的なものではないということの意味する。

これに対して「他の反省規定を含む」とは、直前の引用にあるように、肯定的なものと否定的なものが互いに「その他者によって」成り立つということにほかならない。ここで先ほどと同じく、対立の第一段階で述べられた対立項の構造の他面が現れている。そこでは、各々の反省規定が「その他者が存在するかぎりで存在する」あるいは「他者によってそうであるところのものである」のであった。これだけであれば、なるほど両者は、定立された存在にすぎないであろう。しかし矛盾は対立の第三段階を経て得られているので、他者への関係が各対立項に内在化されていると捉えられる。それゆえ両者がそれぞれ他者を含み、「全体」であると言われている。他者を含むことによって外的なものに關係するのではなく、いわば内なる契機としての他者に關係するだけである。両者が定立されていることは排除されており、それによって各々は自立的なのである。

さて「他の反省規定を排除する」に対して「他の反省規定を含む」は矛盾するかどうかという本題

¹ G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke*, Band11, hrsg v. F. Hogemann und W. Jaeschke (1978), 279. 以下GW11と略記。

² GW11. 279.

に帰ろう。前者は、最終的に、肯定的なものは否定的なものではなく、そして否定的なものは肯定的なものではない、ということの意味すると考えられた。これは意味内容の規定にかかわる言明であると理解できる。では後者は、それに矛盾するような仕方、肯定的なものは否定的なものであり、否定的なものは肯定的であるということの意味するものであろうか。前号第2節で検討しておいたように、これを前者と同様に、意味内容の規定にかかわる言明として捉えることはできない。もちろん、各々の反省規定がその意味の構成要素としてつまり意味全体の一部としてその他者を含むということは認められてよい³。しかしだからといって、「他の反省規定を含む」ということが、いわゆる分析命題の場合のように主語概念が述語概念を含むということの意味するわけではない。

たしかに、ヘーゲルもこの解釈に与することを述べており、一見したところ、「他の反省規定を含む」ということが、他の反省規定を述語とする分析命題であると解釈できるかのように思えてしまうことも事実である。

「肯定的なものは……他者への関係ではない定立された存在であり、したがって定立された存在が揚棄されかつ排除されているかぎりでは存立である。だがこのことによって自己を定立された存在たらしめる。—こうして肯定的なものは、否定的なものを排除することを通じて自己との同一性を定立することとして、自己自身を一つのあるもの〔否定的なもの〕の否定的なものたらしめ、したがって自己自身をそれが自己から排除する他者〔否定的なもの〕たらしめる、という矛盾である。」⁴

理屈はこうである。肯定的なものは本来定立された存在であるが、対立を免れた存在として、それ自身が定立されているということは揚棄（否定）され排除されている。だから肯定的なものは肯定的なものなのであった。しかし肯定的なものがその他者である否定的なものを排除することによって、逆に本当は他者によって定立されているのだという事実が舞い戻ってくる。肯定的なものが他者を排除するということが、自らを否定的なものを否定する存在者にしてしまうからである。したがって、肯定的なもの自身が自らを排除しようとした他者すなわち否定的なものとなる、というのである。

なるほどこの引用を読むと、肯定的なものは否定的なものであるという言明が成り立つように見える。しかしこの言明は、肯定的なものが内容的に否定的なものに等しいというのではなく、その存立形式において否定的なものであることを意味すると考えられる。というのは、肯定的なものが他者によって定立されそれとの相互依存関係のうちになつており、そして定立されているということはヘーゲルにとってその存立（自立性）が否定されていることを直接には意味するからである。同様に否定的なものも、それが一つの反省規定として、肯定的なものと同様に存立し肯定的なものであることは確かだからである。したがって否定的なものは肯定的なものであるという言明が成り立つように見え

³ 註6を参照。

⁴ GW11. 279-280.

ても、その言明は否定的なものの存立形式に関するものである。

このように「他の反省規定を含む」を存立形式にかかわるものとして、「他の反省規定を排除する」を意味内容にかかわるものとして扱うことによって、ヘーゲルの言う「矛盾」が表す事態を明らかにできると考える。ただそう結論づける前に、ヘーゲルが反省規定の意味内容ではなく、むしろ存立形式そのものを最初から問題にし、それを「肯定的なもの」、「否定的なもの」で表そうとしていたのではないか、つまり自立的に存立することと定立されている（ある）ことという存立形式そのものが問題となっているのではないかという疑念に簡単に答えておこう。

その場合には、肯定的なものと否定的なものという用語に変えて、むしろ肯定的であることと否定的であることと言い換えるほうがふさわしいであろう。まず「他の反省規定を排除する」に対応させて、肯定的であることは否定的であることではない、否定的であることは肯定的ではない、という言明を考えてみよう。存立形式の違いを表す言明としてこれらを受け入れることは容易である。つぎに「他の反省規定を含む」に対応させて、肯定的であることは否定的であることである、否定的であることは肯定的であることである、という言明を考えてみよう。これが成り立つかどうかは疑問である。そもそも定立されていることと自立的に存立することとの必然的な連関が問題であったのに、両者が同義であるとするなら、一方から他方への移行関係自身が成り立たなくなるであろう。否定的であることについても同様になる。したがって、肯定的なものと否定的なものが、存立形式そのものを言い表すとしても、ふたたび存立形式の存立形式とその内容とが区別されるかぎり、ヘーゲルの言う矛盾はいわゆる形式論理的な矛盾にはならない。

そこで、「他の反省規定を排除する」は当の反省規定の意味内容に関わり、「他の反省規定を含む」をその存立形式に関わるものであると解釈することが妥当であり、それと同時にどうして矛盾がまさに成立しているかのように見えるのかを、つぎの推論過程をもとに示しておきたい。

- ①肯定的なものは肯定的なものである。
- ②肯定的なものは否定的なものではない。
- ②' 肯定的なものは否定的なものではないものである。
- ③肯定的なものは否定的なもの (N1) の否定的なもの (N2) である。
- ④肯定的なものは否定的なもの (N2) である。

①から順にたどっていくと、手品のように①と矛盾する言明④がでてくるように見えるのではないだろうか。しかしこの推論過程⁵に問題がないかどうか、まさに重要である。順に見ていこう。

①は、肯定的なものについて同一律にしたがって言明されている。肯定的なものの自立性が表現されていると同時に、否定的なものへの関係が捨象されている。

②は、これまでの解釈にしたがい、肯定的なものの意味内容について述べていると理解しておく。

⁵ 推論と言っても必ずしも形式論理的な推論を意味するものではない。

それが否定的なものではないことを述べることによって、肯定的なものから否定的なものを排除している。すでにみたように「他者がいないことによってある」、「他者の非存在によってある」、「他の反省規定を排除する」という関係性が述べられている。

②'は、②を形式的に肯定的に言い換えたものである。したがって肯定的なものの意味内容について述べられているということ、そして否定的なものとの区別されるものであることが述べられている点で、②と異なるものではない⁶。

③は多義的である。それは、さしあたり②'の単なる言い換えとして肯定的なものの意味内容を述べていると解釈することができる。しかしそれは、意味内容に関する言明ではなく、まったく別の言明すなわち存立形式に関する言明であるとも解釈できる。つまりそれは、肯定的なものは否定的なものを否定するものであり、形式的には肯定的であるが実質的に否定的に定義されたものあるいは定立されたものでしかないという言明であるとも解釈できる。

このことを、③の否定的なもの(N2)に注目してはっきり言い表すと、④となる。④を肯定的なものの内容規定についての言明であると解釈することはできない。仮にそうであるとすれば、そもそも肯定的なものと否定的なものとの対立も矛盾も消えてなくなってしまうであろう。というのは肯定的なものは否定的なものとの外延的に等しく同義であるか、あるいは否定的なものとの外延に含まれることになるからである。したがって④を肯定的なものの内容規定に関する言明であるとは解釈できない⁷。もし④が妥当とするならば、それは肯定的なものの存立形式についての言明であると解釈する場合である。存立形式と内容規定とは不可分であるが、だからといって区別できないわけではない。

したがって、①から②'への推論には問題がないとしても、②'から③あるいは④への推論には問題がある。推論の途中で肯定的なものの内容規定に関する言明がその存立規定に関する言明に変質してしまっている。言い換えれば、言明の述語部分の否定的なものの意味が最初は肯定的なものに対立する意味内容を表していたのに、最終的には肯定的なものの存立形式を表すことになってしまっている。言明の主題とするものや述語の意味が、推論過程の途中で入れ替わるようなことがあってはならない。そうなると①から④への推論は健全なものではない。したがって、同一の事柄すなわち肯定的なものについてその異なる側面を述べる二つの言明①と④を合わせて、肯定的なものが矛盾してい

⁶ ところで、あえて「他の反省規定を含む」を②'のレベルでとらえようとするなら、それは、述語の意味内容の構成要素として対立する他の反省規定を含むということであると解釈されることになるであろう。そしてここに矛盾はもちろん矛盾らしきものも出てくる余地は一切ない。しかしそもそもヘーゲルが「他の反省規定を含む」で言わんとすることは別であろう。

⁷ あえて内容規定についての言明であると解釈するなら、(肯定的なものは否定的なものがひとつの対立するものであるのと同様にひとつの対立するものであるから) 肯定的なものは対立するものとして否定的なものである(に等しい)、となるだろう。そうだとすればその言明は、肯定的なものは対立しあうもののひとつであるという言明に還元される。ここには矛盾は見られないし、またこれは、対立項が交換可能であるように見なされた、対立の第二段階に話を引き戻すことになり、解釈として首尾一貫しないように思われる。

ると主張することもできない⁸。

以上の分析から、肯定的なものとの否定的なものとの対立関係から、いかにそれ自身においてヘーゲルの言う矛盾が生じ、そしてそれがいわゆる矛盾ではないということが明らかになった。補足として、ヘーゲルがより具体的な「相関規定」のうちに矛盾を指摘するためにどのような推論過程を考えていたかを再構成しておきたい。これは矛盾の節に付された注解3を基にしている⁹。

- ①上は上である。
- ②上は下ではない。
- ②' 上は下の他者である。
- ③上は他者の他者である。
- ④上は他者である。

①から②' が上の内容規定に関わる言明であるとすると、③は「他者の他者」によって定式化され、先ほどの分析にあった「否定的なものの否定的なもの」と似通った仕方でも定式化されている。さきほどの③は、内容規定に関する言明もしくは存立形式に関する言明であるという多義性を顕著に帯びていた。しかしここでは、ほとんどの人は③を存立形式ではなく内容規定に関する言明として理解するのではないかと思う。つまり上は下の他者である、と。となれば、③は実質的に②と変わりがない。そうなると④を「上は下である」を意味すると解し¹⁰、なおかつ③から④への推論を認めることはまずないであろう。④は「上は（下がひとつの他者であると同様に）ひとつの他者である」と解するしかないであろう。つまり、④は存立形式に関わる言明である。したがってここには矛盾らしきものは一切発生しない。

この補足から指摘しておけるのは、肯定的なものとの否定的なものが、より見かけの矛盾を生じやすいという点で他の具体的な相関規定とは異なる次元にある特別なカテゴリーであるという点である¹¹。つまり、肯定的なもののようなカテゴリーと具体的な相関規定とを同列に扱うことには慎重であるべ

⁸ 否定的なものについても似たような疑似推論過程をたどると考えられる。それは自立的であるがゆえに肯定的なものを排除する。つまり否定的なものは肯定的なものではない（内容規定についての言明）。しかし肯定的なものを否定するものであるゆえに、否定的なものとしての自己同一性が成り立つ。すなわち否定的なものは肯定的なものの否定的なもの、したがって否定的なものであり、それがゆえに肯定的なものだ（存立形式についての言明）というわけである。

⁹ GW11. 288

¹⁰ したがって、かりに④を、上はひとつの他者として下である（に等しい）、という言明であるとみなしても、これは最終的に上はひとつの他者であるというに等しく、矛盾は生じない。註7も参照。

¹¹ 『論理学』で扱われる他のカテゴリーについても検討してみる余地はある。たとえば、或るものを取り上げてみよう。①或るものは或るものである、②或るものは他の或るものではない、③或るものは他の或るものの他者である、④或るものは他者である。註7で述べたことと同じように、或るものがひとつの他者であることが語られるのであって、ここにも矛盾は生じない。同一性についてはどうか。①同一性は同一性である。②同一性は区別ではない。③同一性は区別から区別されたものである。④同一性は区別されたものである。同じ理由で、ここにも矛盾は生じない。ただし、何かの同一性を語る事が同時に他のものとの区別を語ることになるという意味で両者が不可分であることは間違いない。

きだという点である。

こうして、肯定的なものと否定的なものという反省規定についてヘーゲルの言う矛盾がどのようなものであるかが明瞭になったと考える。ヘーゲルが肯定的なものと否定的なものとのうちに指摘した「他の反省規定を含む」と「他の反省規定を排除する」とは矛盾しているとは考えられない¹²。それでも、ヘーゲルの反省規定の分析は非常に興味深いものであることは疑いえないし、②肯定的なものは否定的なものでない、④肯定的なものは否定的なものである、という二つの言明は一定の解釈のもとでともに正しいことも間違いない。これら二つの言明は疑似的な矛盾関係にあるが、それによって追求されている事柄の合理的な核心は、これまでの分析が正しいとすれば、肯定的なものと否定的なものの内容規定とその存立形式との不可分離性にあると考えられるのである。

最後に、ヘーゲルの言う矛盾の解消についても触れておこう。その矛盾は疑似矛盾であったのであるから、その解消は疑似矛盾からの解放となる。私の考えでは、その主張の合理的な内実、肯定的なものと否定的なものの不可分性を明確化することと、両者の対立関係あるいは矛盾関係を成立させる根底を前景化することにある。

前号の冒頭で述べたように、ヘーゲルにとって、矛盾以上に矛盾の解消が重要である。ヘーゲルによれば、矛盾は、肯定的なものと否定的なものが互いへの相関関係抜きに成立しえないことを示そうとする過程で露わになる。各々の自立性に固執することが逆にその喪失につながるものであった。このことが、かえって両者の不可分性を表わす。

しかし、その自立性に固執せず相関性を見る同一の観点に立つと、矛盾は解消されるのである。

「肯定的なものと否定的なものは、それぞれ、自分の自立性において自己自身を揚棄する。それぞれは端的に自分の反対のものへと移行することである……。対立したものがそれら自身のなかで休みなく消失することが、矛盾を通じて成立する最初の統一であり、この統一はゼロである。」¹³

¹² M・ヴォルフは、「他の反省規定を含む」が当の反省規定を分析的に分解したいという誘惑に駆られることを指摘しつつ、「含む」が分析的関係ではないことを明らかにしている。なぜなら「否定的なものの否定者は肯定的なものの否定者とは同一ではない」からである (M. Wolff, *Der Begriff des Widerspruchs--Eine Studie zur Dialektik Kants und Hegel*, Meisenheim: Anton Hain, 1981, S.151, 154. M・ヴォルフ (山口祐弘他訳) 『矛盾の概念』、学陽書房、1984年、181、187頁)。本稿での矛盾概念の分析は、この「同一ではない」ことが、何によって生じているのかを説明する提案となっている。加藤尚武「何度も「矛盾」の出てくるびっくり箱」、『千葉大学人文研究』21、1992年、第3節では、他者を含みつつ他者を排除することが、アリストテレスの要求する矛盾の成立要件を満たしてはいることが指摘されている。また、中畑邦夫「エンゲルハルト氏の講演の邦訳と紹介」、『ヘーゲル論理学研究』第15号、2009年、47-62頁に、Kristina Engelhard, „Das Problem des Widerspruchs in Hegels System“の部分的な邦訳と紹介があり、原論分の全訳は『ヘーゲル哲学研究』第16号、2010年、35-47頁に収録されている。彼女の論文では本稿と同様に肯定的なものと否定的なものの「意味」に注目している。しかし本稿の分析で行ったように、そこでは内容規定とその存立形式とが区別されていないために、ヘーゲルの矛盾をそのまま矛盾として受け入れているように思われる。

¹³ GW11. 280.

矛盾を通じて成立する最初の統一はゼロとして否定的に捉えられている。しかし周知のように、ヘーゲルにとって「矛盾の成果は単にゼロではない」¹⁴。それを肯定的に捉えなおすことによって、矛盾は解消される。つまりこの相互移行の過程全体を否定的にではなく肯定的に反省することによって矛盾が解消される。このことは、矛盾する対立項の関係の全体性を捉え、矛盾を矛盾として捉え¹⁵、それを可能にする根底にあるものを認識することが重要であることを意味する。そこに真に自立的なものが成立し、対立関係の基盤をなしていた否定的統一あるいはひとつの同一性が再び前景に現れてくる。それが、矛盾を解消するという否定を経た統一であり、根拠に他ならない。

「この矛盾するものはもちろん、無へと解消し、その否定的統一へと還帰する。物、主観、概念はいまやまさにこの否定的統一そのものである。それは即自的に矛盾するものであるが、しかし同様に止揚された矛盾である。それは、その諸規定を含み支える根拠 (*Grund*) である。」¹⁶
 物はもちろん主観、概念というヘーゲルが彼の哲学の中心に置くようなものですら、対立し合う規定を備えると考えられている。根拠はそうした対立規定を含み支える統一として存在し、この否定的統一のなかで矛盾は解消されているのである。

結語

これまで、ヘーゲル風にいえば徹底して悟的にヘーゲルの言う「矛盾」を分析してきたわけであるが、少なくとも『論理学』における矛盾の分析から言えることは、彼の「矛盾」は矛盾律を犯すような事態を表しているのではないということである¹⁷。それゆえ、彼の説明に対して、矛盾を容認したという非難をすることは実際的ではなく、むしろ肯定的なものと否定的なものという対立概念の内容規定とその存立形式について分離できない関係性を指摘したという意義を認めることができるであろう。つまり、両者の内容規定とその存立との不可分離性というテーマが、ヘーゲルが「矛盾」を通して追求した合理的な事柄として指摘できると思われる¹⁸。

さらに、紙数を割いて考察してはいないが、対立や矛盾という関係性をつくりなすひとつの観点すなわちひとつの同一性あるいは否定的統一があり、そのうちではじめていわゆる対立や矛盾が成り立つというヘーゲルの指摘にも、なんら不合理な点はないように思われる。平たく言えば、対立しあうものは対立しあうという点において同等であり、ある同じ土俵に乗っているがゆえに対立しあうのだからである。もちろん、ヘーゲルが反対対当と矛盾対当の区別をなし崩しにしているという批判は成

¹⁴ GW11. 281.

¹⁵ Vgl. Iber (1990) 509.

¹⁶ GW11. 289.

¹⁷ 言うまでもないことだが、矛盾律によって排除されるべき矛盾は、形だけの矛盾ではなく意味の排他性を否定するような矛盾、あるいは意味の同義性を否定するような矛盾である。

¹⁸ そこから進んで、その関係がどのように存在の多様な次元における諸関係のなかで展開されるのかを説明することは別の機会にゆずりたい。

り立つが、むしろ両方の成立構造の共通性の方に光を当てていると言えるように私には思われる。